

## (別添) 事故情報データベースに登録された事故件数の推移

事故情報データベース<sup>1</sup>に令和4年7月末までに登録された(1)携帯発電機、(2)カセットこんろ、(3)モバイルバッテリー、(4)ポータブル電源が関連する事故情報のうち、消費者庁において公表した、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告<sup>2</sup>された重大製品事故、及び消費者安全法第12条第1項又は第2項に基づき通知<sup>3</sup>された消費者事故等(重大事故等を含む)について件数<sup>4</sup>をまとめました。

### (1) 携帯発電機

一酸化炭素中毒事故が15件、火災事故が19件の合計34件登録されています。そのうち死亡事故は6件で、いずれも一酸化炭素中毒の事故です。

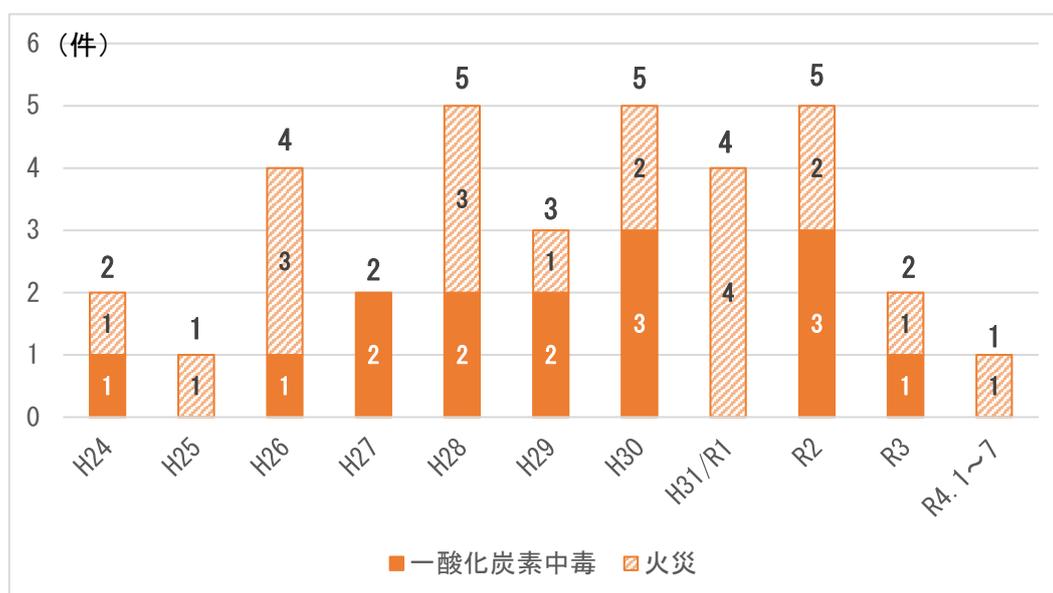


図1 携帯発電機が関連する事故の発生前別件数

(令和4年7月末日までに事故情報データベースに登録された重大製品事故及び重大事故等を含む消費者事故等)

<sup>1</sup> 「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月運用開始)。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含む。

<sup>2</sup> 消費生活用製品安全法に基づき、消費生活用製品の製造又は輸入事業者は重大製品事故(製品の使用に伴う死亡、負傷又は疾病であってこれらの治療に要する期間が30日以上であるもの、一酸化中毒及び火災等)が生じたことを知ったときは、消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容等を消費者庁へ報告する義務がある(同法第35条第1項)。

<sup>3</sup> 消費者安全法に基づき、関係省庁、地方公共団体、独立行政法人国民生活センターは、重大事故等(消費者による、商品等・役務の使用・利用に伴う事故のうち被害が重大なもの(死亡、負傷又は疾病等が30日以上の治療期間を要するもの))について消費者庁に直ちに通知する義務がある(同法第12条第1項)。また、重大事故等以外の消費者事故等についても通知する義務がある(同法第12条第2項)。

<sup>4</sup> 事故情報データベースに令和4年7月末までに登録された事例を対象とした。件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したもの。同一の事故を消費生活用製品安全法及び消費者安全法に基づき公表している場合は1件として計上している。

## (2) カセットこんろ

製品とその周辺を焼損する火災事故等が100件登録されています。31件は熱傷等で身体を負傷し、そのうち1件は死亡、3件は治療期間が1か月以上の事故でした。

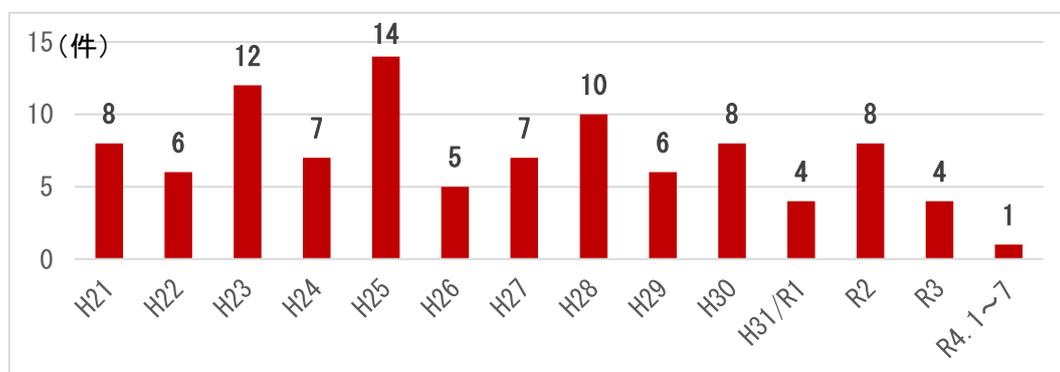


図2 カセットこんろが関連する事故の発生年別件数

(令和4年7月末日までに事故情報データベースに登録された重大製品事故及び重大事故等を含む消費者事故等)

## (3) モバイルバッテリー

製品とその周辺を焼損する火災事故等が316件登録されています<sup>5</sup>。21件は熱傷等で身体を負傷し、そのうち1件は治療期間が1か月以上でした。

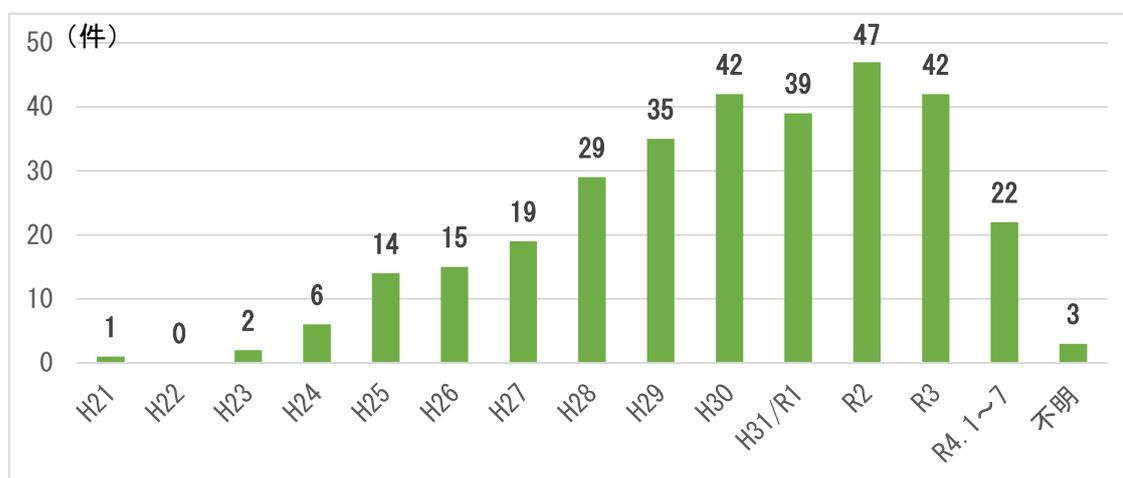


図3 モバイルバッテリーが関連する事故の発生年別件数

(令和4年7月末日までに事故情報データベースに登録された重大製品事故及び重大事故等を含む消費者事故等)

<sup>5</sup> 本資料では、持ち運びが容易で、USBタイプの汎用端子等を介し、スマートフォン等の電子機器の外付け電源として用いられる製品を「モバイルバッテリー」とした。事故情報データベースにおいて、「モバイルバッテリー」や「リチウム電池内蔵充電器」等の関連する語で検索される事例を対象に、名称や型式、事故の内容等を本件のために精査したもの。ワイヤレスイヤホンや喫煙具等の充電に用いられる製品、モバイルバッテリー機能のあるスピーカーやジャンプスターター等の他の機能が主たる製品は除いた。後述のポータブル電源は含まない。

#### (4) ポータブル電源

製品とその周辺を焼損する火災事故等が 42 件登録されています<sup>6</sup>。そのうち 1 件では、火災の際に軽傷を負った事故でした。また、令和 3 年度はこれまでに最も多い 18 件で、令和 4 年も 7 月までに 7 件登録されています。近年では、リコール製品以外の事故も多く報告されています。

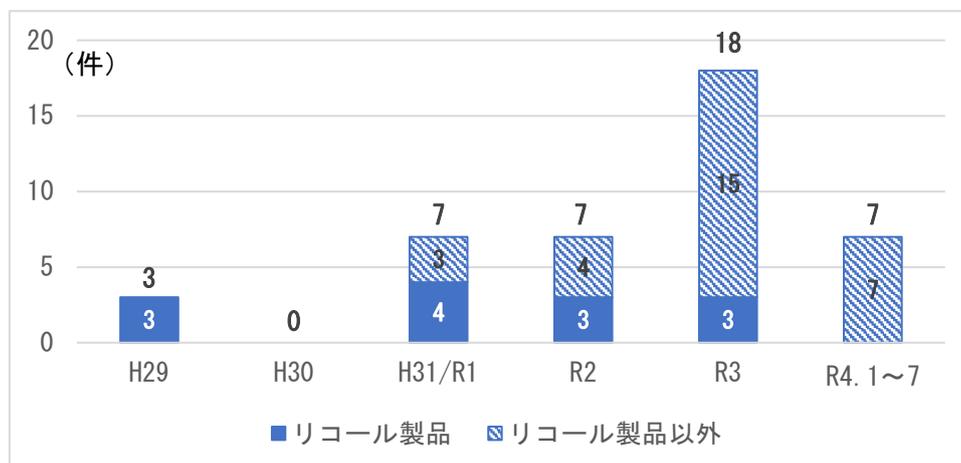


図 4 ポータブル電源が関連する事故の発生前別件数

(令和 4 年 7 月末日までに事故情報データベースに登録された重大製品事故及び重大事故等を含む消費者事故等)

#### <参考>過去の公表資料等

- ・ 令和 3 年 8 月 25 日「携帯発電機やポータブル電源の事故に注意！一発電機は屋内で絶対に使用しないでください。死亡事故も発生しています。」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_053/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_053/)
- ・ 令和 3 年 1 月 12 日 (独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第 383 号「発電機や炭での一酸化炭素中毒に注意」  
[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen383.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen383.html)
- ・ 令和元年 7 月 31 日「モバイルバッテリーの事故に注意しましょう！一帰省や旅行の時期、公共交通機関の中での事故は特に危険です」  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_020/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_020/)

#### <本資料に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9200 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

<sup>6</sup> リチウムイオン蓄電池などの充電式電池を内蔵した大容量かつ可搬型の蓄電装置で、交流 100V 出力に対応するなどしたものがいわゆる「ポータブル電源」と呼ばれ販売されている。本資料では、これらの製品を「ポータブル電源」として、関連する語で検索される事例を対象に、名称や型式、事故の内容等を本件のために精査した。